

#### 第4 床面積・階の取扱い

##### 1 建築物の床面積及び階の取扱い

建築物の床面積及び階の取扱いは、建築基準法令によるほか、横浜市建築基準法取扱基準集及び横浜市建築基準法取扱基準集で示されている次の取扱い等を参考とすること。

- ・「神奈川県建築基準法取扱基準」
- ・「建築基準法質疑応答集」（建築基準法研究会編）
- ・「建築物の防火避難規定の解説」（日本建築行政会議編）
- ・「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例」（日本建築行政会議編）

##### 2 消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定

消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定は、1によるほか、次によること。

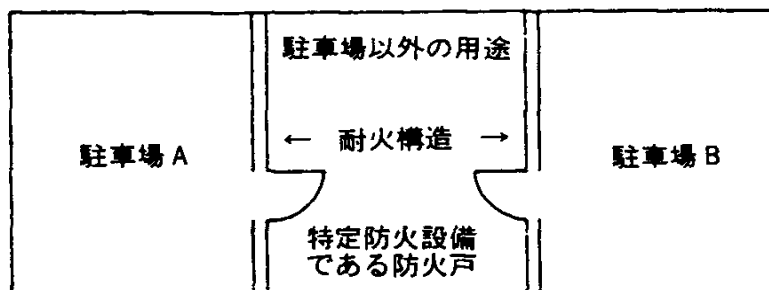
- (1) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造（積荷を行う者が棚状部分の外部にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、床面積に算入するものであること。
- (2) 令第12条第1項第5号の適用におけるラック式倉庫の延べ床面積の算定については、第3章第3 スプリンクラー設備 別記2「ラック式倉庫の防火安全ガイドラインについて」によること。
- (3) 外気に開放された高架工作物（鉄道又は道路等に使用しているもの）下に設けられた駐車施設でさく、へい等で囲まれた部分の水平投影面積は、床面積に算入するものであること。
- (4) 令第13条第1項第5欄、令第21条第1項第13号、条例第46条第1項第4号又は条例第49条第1項第1欄に規定する「駐車のために供される部分」及び「駐車のために供する部分」（以下「駐車のために供される部分」という。）の床面積は、次によること。

ア 車路は床面積に算入するものであること。ただし、防火対象物の屋上以外で上部が開放された部分（庇又はバルコニー等の下で、十分な開放性を有する部分を含む。）は、算入しないものとする。

（注）車両進入用の傾斜路は、屋上に該当しないものとする。

イ 第4-1図のように区画された駐車のために供される部分以外の部分を介して、2箇所以上の駐車のために供される部分が存する場合は、それぞれの駐車のために供される部分ごとに床面積を算定すること。

なお、条例第49条第1項第1欄第1号の規定は、一の防火対象物に存する二以上の駐車のために供される部分が隔たった位置にあり、いずれの部分から出火しても双方に延焼危険がなく、それぞれ独立した駐車のために供される部分として規制することで足りる場合にあっては、条例第59条を適用し、それぞれの駐車のために供される部分ごとに床面積を算定できるものである。



第4-1図

ウ 規則第19条第5項第2号の2及び第20条第4項第2号の2における防護区画の面積は、立体自動車車庫等（建築物の一部に機械式駐車装置を設置した場合を含む。）に設置される機械式駐車装置の構造、仕様等にかかわらず当該装置の設置されている建築物又はその部分の水平投影面積を床面積とすること。

エ 令第13条に規定する昇降機等の機械装置により車両を駐車させる防火対象物の収容台数の算定については、

機械式駐車装置を複数近接して設置した場合、設置される駐車装置相互間が6 m以下となるものにあつては、耐火構造の壁等により延焼防止措置が有効に施されている場合を除き、それぞれの機械式駐車装置の収容台数を合算すること。

- (5) 令第13条第1項第4欄に規定する「自動車の修理又は整備の用に供される部分」又は条例第46条第1項第4号に規定する「自動車の修理若しくは整備の用に供される部分」の床面積は、次によること。

ア 車路は床面積に算入すること。ただし、車両進入用の傾斜路、カーリフト等は算入しないものとする。

なお、車路が前(4)アと同一階（屋上を除く。）で明確な区別がなく共有する場合は、それぞれの部分の床面積に応じて按分すること。

イ 修理又は整備を行う作業室、油庫、部品庫、工具室並びに修理又は整備のための機械が設けられている室は床面積に算入すること。ただし、事務所は算入しないものとする。

ウ 前(4)イを準用する。

- (6) 令第13条第1項第6欄で定める「発電機、変圧器、その他これらに類する電気設備（以下この号において「電気設備」という。）が設置されている部分」及び同項第7欄で定める「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分（以下この号において「鍛造場等」という。）」の床面積の算定は、当該電気設備又は鍛造場等における火気使用設備が据え付けられた部分にその周囲からの水平距離が、次のア又はイに掲げるうち短い距離で囲まれた部分を加算して算定すること。この場合、同一の室内に電気設備又は鍛造場等の火気使用設備が複数設置されている場所にあつては、それぞれの合計床面積とするが、近接するためにア又はイによる部分が重複する場合にあつては、重複加算しないものとする。また、屋上に電気設備又は鍛造場等の火気使用設備が複数設置されている場所にあつては、それぞれの床面積とし、近接するためにア又はイによる部分が重複する場合にあつては、それぞれの合計床面積とするが、重複加算しないものとする（規則第6条第4項及び第5項の適用についても同様とする。）。

ア 5 m

イ 不燃材料の壁、天井、床又は防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖することができるものに限る。）で区画されている部分までの距離

- (7) 駅舎で次のいずれかに該当する部分は、床面積に算入しないこととする。

ア 延長方向の1面以上が直接外気に開放されたプラットホーム。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

(ア) 上屋の屋根が2以上のプラットホームにわたって連続し続けるもの

(イ) プラットホームの上部に改札、コンコース等が存することにより上方が閉鎖される部分が生じるものうち、当該閉鎖される部分の延長方向の長さの合計が上屋の同方向の長さの3分の1を超えるもの

イ 外気に開放されたピロティ、ポーチ状の部分又は延長方向の面が外気に開放されている通路状部分等で屋外部分とみなされるコンコース

- (8) 地下駅舎の床面積は、次により算定すること。

ア 改札口内にあつては、軌道部分を除き、全てを算入する。

イ 改札口外のコンコース等にあつては、改札口、駅務室等の施設から歩行距離20m以内までの部分を算入すること。ただし、20m以内に随時開くことのできる自動閉鎖装置付きの特定防火設備である防火戸又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備である防火戸が設置されている場合は、当該防火戸の部分までとする。

- (9) 観覧場で、観覧席の一面が外気に開放され、開放された面の長さがおおむね奥行き2倍以上となる観覧席の部分は、床面積に算入しないことができるものであること。ただし、収容人員の算定にあつては、当該観

覧席の部分を含むものとする。

(10)地下街及び準地下街の地下道は、店舗、事務所等の各部分から歩行距離が地下街にあっては20m、準地下街にあっては10m（各数値未満の場合は当該距離）以内の部分の床面積に算入する。ただし、随時開くことのできる自動閉鎖装置付の特定防火設備である防火戸又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備である防火戸が設置されている場合は、当該防火戸の部分までとする。

(11)防火対象物の一部に危険物施設が存する場合、法第17条第1項で定める消防用設備等の設置にあたっての床面積は、当該危険物施設を含めて算定すること。

(12)階に対する消防用設備等の設置に係る規定の適用の際、同一階が屋外空間等で隔てられている場合又は開口部のない耐火構造の壁で区画されている場合にあつては、隔てられた部分又は区画された部分ごとに床面積を算定できるものであること。

（注）床面積の算定から除外された部分であっても、消防用設備等の設置については必要な場合があるので注意すること。

### 3 階の取扱い

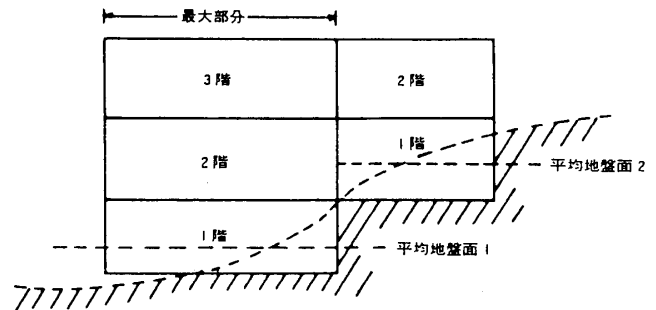
消防用設備等の設置にあたっての階数の取扱いは、1によるほか、次によること。

(1)倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造のもの（積荷を行う者が、棚状部分の外部にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、階数に算定するものであること。

（注）床と棚の区別は、当該部分に積荷等を行う場合に当該部分以外において作業するものを「棚」とし、当該部分を歩行し、又はその上において作業執務等を行うものを「床」として取り扱う。

(2)自動式ラック倉庫及び立体自動車車庫（機械式駐車装置の設置された部分を含む。）の可動床は階数に算定しないこと。

(3)斜面、段地の敷地に存する建築物のうち、平均地盤面が複数生じることにより、当該建築物の同一階が部分によって階数が異なるものにあつては、当該階における最大の部分を占める階数を当該階数として扱うこと。



第4—2図